

第一五回

参第一〇号

売春等処罰法（案）

（目的）

第一条 この法律は、売春及び売春をさせる行為等に関する刑罰規定を定めることによつて、風紀のびん乱を防ぐとともに、婦女の基本的な人権を擁護し、もつて、健全な社会秩序の維持に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「売春」とは、婦女が報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう。

（売春等）

第三条 売春をした者又はその相手方となつた者は、五千元以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として売春をした者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

（売春の勧誘）

第四条 売春をする目的で人を売春の相手方となるように勧誘した者は、三千元以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

（売春の周旋等）

第五条 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 売春の周旋をした者

二 売春の周旋をする目的で人を売春の相手方となるように勧誘した者

2 売春を行う場所を提供した者の罰も、また前項と同様とする。

3 常習として第一項又は前項の罪を犯した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

（売春をさせる行為）

第六条 婦女を欺き若しくは困惑させて、又は親族、業務、雇傭等の特殊関係による影響力を利用して売春をさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、これを罰する。

（前貸等）

第七条 売春をさせる目的で又は売春をすることを援助する目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

（売春の報酬の收受等）

第八条 他人の売春の報酬の全部又は一部を收受し又はこれを要求し若しくは約束した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

（売春の業につかせる契約）

第九条 婦女を売春の業につかせることを内容に含む契約の申込又は承諾をした者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(売春施設の経営等)

第十条 売春を業とする婦女の行う売春の場所を提供することを主たる目的とする施設を経営し、又は管理した者は、五年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(両罰)

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の罪を犯したときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(併科)

第十二条 第三条第二項又は第五条から第十条までの罪を犯した者に対しては、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。但し、第三条から第五条まで及び第十条の規定並びに第十一条及び第十二条の規定中第三条第二項、第五条又は第十条の規定に関する部分は、昭和三十年一月一日から施行する。
- 2 婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令（昭和二十二年勅令第九号）は、廃止する。但し、この法律施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

理 由

売春等の行為が健全な性道徳を破壊し、婦女の人権を著しく傷つけるものであることにかんがみ、婦女の基本的な人権を擁護し、風紀のびん乱を防ぎ、もつて健全な社会秩序の維持に寄与するために、売春等の行為を処罰する法律を制定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。